寓

岩

遺

書

全

寓

岩

遺

書

全

セシ事、官位叙任ノ事等ヲ、古文書ニヨリ

テ考証セシナリ、其浪合記及ヒ信濃宮

伝ヲ以テ証トセシハ誤リナレド、参考ノ

用トスベキ事多シ、全写スベシ

寓岩遺書

2

東照宮御任官御叙位事

7. 用 智裕 任 智裕 余位 事

附徳河氏に御復しなされし説、并世良田氏

松平氏事

永袮九年丙寅十二月廿九日に従五位下に叙せら春が、後半

れ、参河守に御なりなされ、此因に御氏をも徳河

に御復しありしなり十五

此 御 叙 任 \mathcal{O} 御 事 ハ 諸 記 に ŧ 見 殊 に 公 事 な

きハ此時の事に疑ひなし、扨是を考ふるに、永

禄 兀 年 に 西 参 河 既 に 御 手 に 属 し、 去 年 八 永 年 禄 東

参 河 を 略 取 L 給 \mathcal{O} て、 当 玉 を 御 統 あ ŋ け れ

こそ、此年おほしめしつきて、御任官御叙爵

を朝廷へ御願ひなされしなるへけれ、此折に

御 氏 を 御 中 祖 \mathcal{O} 御 時 \mathcal{O} 如 < に 御 復 L あ

と知られたり、按に御先祖の君、上毛野国新田

郡 新 田 庄 内 世 良 田 \mathcal{O} 村 ょ り 当 玉 加 茂 郡 松 平

村 に 移 り 7 住 ? 玉 \mathcal{O} L か 松 平 を 以 氏 とな

L 給 75 L لح 察 セ 5 れ た り、 か < て 其 後 \mathcal{O} 御 継

々も世々其御家号に因循し給ひけり

東照宮の御世に及ひても、此年月迄ハ松平と号

L 給 S け る を此 一 時 よ りそ 徳 泂 と ハ 御 改 め あ

ŋ け る 尔 る を 此 御 事 世 上 に 7 多 < ハ 知 ら さ

れ

あ

5

め

説

を

な

セ

L

あ

ý,

そ

れ

ハ

参

河

に

御

座 L け る 御 先 祖 \mathcal{O} 御 時 ょ り L 7 御 本 家 \mathcal{O} 3

徳 河 کے 号 御 門 御 傍 親 ハ 松 亚 氏 を 名 \mathcal{O} 5

セ 給 \mathcal{O} L 如 \langle に 思 \mathcal{O} て 云 \mathcal{O} あ ^ る ハ 無 稽 な

り、抑、御本支に通して、松平と号し給ひし証ハ

東 照 宮 ょ 1) 七 卅 \mathcal{O} 御 祖 岩 津 \mathcal{O} 信 光 君 \mathcal{O} 御 事 を

松 亚 和 泉 入 道 と L る セ L あ ŋ 親蜷 元 川 日新 記左 寛 衛 正門

の六 条年 其 後 に 至 ŋ 7 t 御 世 Þ Þ 12 松 平 を 号

給 S L ハ 同 L か ŋ け り、 そ れ ハ 御 世 毎 に 御 出

> 置 き 給 7 L 御 証 文 等 \mathcal{O} 案 を 検 L 7 知 る

L

L 御大 一樹 門寺 及の ヒ蔵 御書 家を 人先 たと ちし へて 賜桑 ハ子 り明 し眼 か寺 多其 く他

ひあ なりて し嶷 近 < ハ 廣 忠 卿 \mathcal{O} 御 証 文 に Ł 松 平

郎 لح あ *(*) り大 又 樹 岡寺 崎 蔵 ہے گ 御 な 証 さ 文 れ 其 L 他 もに あも りあ

東 照 宮 \mathcal{O} 御 証 文 に ŧ 此 年 迄 ハ 九永 年 禄 同 L カン り け

り な松 さ平 れ或 しハ も岡 あ崎 りと れ 5 を 以 考 徴 と ハ な す

ベ け れ さ ŋ な か 5 清 康 君 \mathcal{O} 11, ま れ 12 ハ 世 良

田 とも 号し 。 給 ひ L کے 思 ハ れ た り、 抑 此 君 \mathcal{O} 証

文 ハ 1 と ま れ な れ ハ、 御 手 跡 \mathcal{O} 物 と 7 ハ 見 当

5 ż れ とも、 大 樹 寺 \mathcal{O} 撘 垣柱 に 世 良 田 لح 記 せ L

証あり、それも専に号し給ひしにもあらすし

て、 松平を号し玉ひしはいふ迄もなかりけり

それハ大樹寺に出し給ひし御制札の案を当

寺の伝記に載せたり、其文に天文二年十一月

貝 松平次郎三郎源清康とあり、抑、 此君の御証

文ハまれなれハ見かたき事にて、今遺り伝ハ

りしハ此壱通のみにやありけん、されハ此御

判物ある事を岡崎古記の編者といへとも見

さりしと知られて、 清康君の御判物とては西

参河の中、 寺社及ひ在家ともに何にてもなし

諧案 岡崎の文学松下

僧に託して写しとり

を得たり従ふへし、又天文

月と写誤なるへし、から

れハ清康君にも世良 田と称し玉ひし御事な

その銘を見されハ決しか しとおもハるれと親く

正すへし、乙未五月既望 たく尚本寺につきて

(欄外補記)

と書きたり、扨又同書に大樹寺にあり多室塔

綱煥か蔵せる大樹寺の の真柱に世良田次郎三郎清康安城四代岡崎

玉しといふ物にハ世良田 の三字なし、恐らくハ実 殿、天文二年二月廿九日と有りと載せたり、又

四年乙未卯月廿九日 于 時 身柱立とあれハ二年二 大樹寺の記を見しにも此柱に記したりとい

ふ事ハ相同し、尓りとてまのあたり此柱の記

を見されハ慥にハいひかたけれとも、 岡崎古

記と大樹寺の記とともに挙し難なれハたか程

ひなかるへし、さあれハ二月に筆記せし柱に

ハ世良田と書き、十一月の御証文にハ松平と

あれハともに同年たりしか、ともかくとり/

見聞せしか如くに細々の事共迄を書きなせ	名を載セてあり、しかれハ親氏君此参河国に
知られず、尓るに此君の御事跡をまのあたり	良田太郎左衛門政親・次郎三郎親氏といふ御
内にて何処たりしや証とすへき程の事今ハ	合記に応永十九年四月廿日の條に、上野国世
そことハしるけれとも、其御住居なとハ村の	室町将軍の代になり、その御事を稽ふるに、並
へり、其西の半腹に此松平といふ村名あれは	り、其時世ハ鎌倉の代にあたれり、其後に至り
り 六所明神の社、たたしあれハ六所山を呼えた	良田ハ御別れありし事、世間に普く知られた
賀茂郡の南辺に秀てし山ありあたりより見	/\考へ奉るに、新田より徳河別れ徳河より世
りける	れけり、かくて世良田の御氏の御出処をつら
へし、これそ此地におハしましける証にそあ	も或ハ世良田とも称し奉りし事ありしと知ら
御移りありし後に、松平とハ号し給ひしなる	にハありけれ、それ松平の御号ハ勿論たれと

しもの多におとせ、皆造訪と思えれたり、 手お	こううけんこう、皆ちやこ思くしこ)、
出後名/ありしと矢らえたりので前に	即ち、う) ノいロっしこ) 並合記

あ あ

· 近 き永禄 の御 事 跡 を天下 御 統 の治 12 入

りけた

幾程なきに編集せし書とい ふたに、 今考

究 すれ ハ浮説忘誕多きに 属 せり、 況其 诗 ょ り

ハ 争 乱 \mathcal{O} 世 百 余 年 \mathcal{O} 往 古 \mathcal{O} 故 事 とい ひ、 又 御

出 身 あ Ŋ L 御 事 に ŧ あ らさり とはふかい れ

因 み に云、 松平 村 0 養 泉 の名を御襲ひ た

り

御

世

を

B

ょ り 太 郎 左 衛 門 と号 L 給 V L 如 < に 諸 書

に ノヽ **\ へとも、 世良 田に 御 在 住 \mathcal{O} 御 時

ょ

り

又 云、松平村の名主 ハ豪家たり l 如 < に 書

L ŧ の多くあれとも、 今見れ ハ 山原 砕化の 瘦 地

に て、今の時すら 米産高 \equiv 百 石 許 に て 民 戸

五 + 許 \mathcal{O} 小 郷 \mathcal{O} 貧 村 た る に、 福 有 \mathcal{O} 人 あ り

し とい S 事 うけ が た L 又 此 村 に 髙 月 院 لح

11 S 寺 あ り て、親 氏 君 \mathcal{O} 御 開 基 と号 L 其 御

あ

りて

終 焉 ノヽ 応 永 元年と寺伝に ハ **,** \ とも、 年 歴

上か ŋ 過 て あ ハ め 事 とも な り、 只 髙 月 \mathcal{O} 文

名にて、晧月珠光大姉といひしを院号にせ	字たる旧ハ晧月と書きけれ、是ハ女儀の法
へし、これらの事ハ城塁地名等の條に議り	か伝ハりし如くにいふハ、悉皆忘誕と知る

る

せ

し事、実はは	
るかの後なり、永正年	
年中の開	
ŋ	

7なり、尔るを古き時に取なさんとセ	実ははるかの後なり、永正年中の開
世良田氏を顕ハし給ふ事	b

基

の 寺

名 \mathcal{O} 玉 御 \mathcal{O} 世 L \mathcal{O} 御中 御 事 にて、 ハ、 如 清 何 \bigcirc 康 故とい 君 のミ 世 Š 良 事 田 を لح

れ
-
た
<i>V</i>)
()
7
れ
<i>X</i> U
ノヽ
古
I き
物
12
晧
月
لح
カン
ル.
さ
L
証
•
あ

此

君

 \mathcal{O}

院

号の

如

くに

て

牽 強

せし

) と 知

5

り

伝 す、 扨、 流布 の書記 に も世 良田と号 L 給 7

り、 抑、 此 君 の御 事蹟ハ応永より永享にあた

し ハ知らてしるせし如くなれハ、 議 論 すへ き

れ る御 時世 たれハ、其時 の故事とてハ当寺

にい

さく

か

もなき事

なり、尔るを其御

曲

緒

む 様もなく、さありとて心に思ふ事をい へきにもあらされハ、今謹て試 に沙汰 止 奉

号し給ひしハ如何の御事にやありけんを察	ジャン・11:15・11:15・11・11・11・11・11・11・11・11・11・11・11・11・1	しなるへし、しかるに清康君	るへけれハ御避けなされて、松平の氏を号し	年柳営に御敵対し給ひし事ありしを以、憚りあ	給ふましきハ勿論なり、又世良田の御氏も往	なれい日記を証とせり新田の御称号ハ挙け	利の柳	く措き、其後の御世を考ふるに、信光君の御時	るにそありける、抑、親氏君の御世の御事ハ姑
世良田ハ名家たりし事		武をもはゞかり給ハざりけんとはかられた	力にまかせて、攻伐をつとめし世上たれハ、公	なされしなるへし、抑、此時ハ諸将の英雄の武	の為に御本氏を挙け給ひて、世良田とハ号し	義を思召たゝれしにそありけむ、されハ人望	御手に入れ給ひし程の御事なりけれハ、御大	せしかハ、其時勢に乗し給ひ参河一国を大略	するに、足利柳営の末の世に至りて天下分裂

という地により南方の方 人として再挙を企	比に、雷名世に轟きたれハ天下に聞え渡りた
奉りて我婿の君とし、上野国新田の庄内寺尾	河より世良田ハ別れたり、其世良田ハ応永の
にハ御子たりし尹良親王と称せし宮をとり	ありしを按するに、新田より徳河ハ別れ、其徳
し人あり、御醍醐天皇の御孫にて宗良親王	徳河を御名乗りありて、世良田の氏を御挙け
殆滅亡セしか如し、尔るに世良田政義といひ	るによりて、其疑ひハあるものなり、蓋、新田や
なきか如くになり、他国に散在蟄居しけれハ	答曰、世上の人、世良田か名家たりしを知らさ
興・義宗なとも亡ひてよりハ、此氏族有れども	45
れたり、其子細ハ新田の惣領義貞打たれ、其子義	むとし給ひしといふに、如何なる子細あり
知りたるへけれハ、御名のりありしと察セら	聞えたれ、尔るに世良田をもて人望に応せ
らむか、されハその事業も後世まで人々伝へ	或人問曰、御先祖ハ新田流の徳河氏とこそ

政義ハ世良田より寺尾へ移り出、政親ハ世良	つれにもうとからぬ中とおもハれたり、此	もしくハ従兄弟なとの行にあたりなむ、い	衛門政親と同時の人なり、察するに兄弟か	此政義ハ世良田大炊助とて、世良田太郎左	及へく数十年か程なりけり	の足利方と挑戦ひし事、応永の始より永亨に	及ひ宮方の首領として旗を揚けけり、扨、鎌倉	て人々と共に大将と仰き、我身ハ新田の氏族
ひし後に至り世良田より政義出来りて、再	至り惣領居住の地なりしに、義貞か子孫亡	又曰、此寺尾ハ新田元祖義重君已来義貞に	ハ別にあり	いハて寺井といふ村あり是に疑ひなし、考	寺尾といひしと思ハれたり、今ハ寺尾とは	又曰、寺尾ハ新田郡の郡家たりけむか後に	とも別人とおもハれたり、尚考へし	以前にも世良田政義といふ人あり、同名たれ

挙セしとはかられたり、くハしくハ別にい

田に止まりてありしとはかられたり、又此

\& \^ I	
し 行	/ 占
復行を当何で 後	可ごを発こ、即
日と気め	1 1

されハこそ此時世にハ、世良田こそ新田一門	ふべし
なる故ならむ	し徳河を挙候て、御氏と定め給ひしハ如何

 \mathcal{O} 棟 梁 と L 7 宮 方 \mathcal{O} 本 人 な り け れ カン < あ 答 日 其 ゆえ ハ 何 にても伝 ハり ハ

なけ

れ

n ハ 良 田 L とハ

なれ

東

照

宮

Ł

世

良

田

氏

にこそ

御

復

L

あ

る

^

け

れ、

そ

れ

ハ

御

祖

父

 \mathcal{O}

君世

良

田

と号し

給

 \mathcal{O}

L

再

問

さ

あ

世 氏 ハ 人 鑑 に応 セ 御 氏 7 S 思 S 事 なきにあらす、今か しこく ŧ 試 に 議

奉 L か 5 む に 朝 廷 清 を ŧ 康 君 か \mathcal{O} こま 御 時 す ハ 争 営 乱 に \mathcal{O} 武 £ は 風 た \angle か り

らさり け む、 な れ ハ 御 心 \mathcal{O} ま ۷ 柳 に 旧 き 氏 ₽ 号

L 給 \mathcal{O} L なるへ L か れ ハ 公 武 ^ 御 達 L あ

り Ĺ に ハ あらじ、 とは か 5 れ たり

L か らす、 朝廷に御乞ひなされ て氏 を

田 「 と 世 良田、 کے \mathcal{O} 間 12 あ ŋ

東照·

宮

ノヽ

をさハ

なくて、新

事

Ł

あ

り

لح

, \

ハ

近き例

たれ

ハ

な

り、そ

れ

御 復 L な さ れ け ŋ て此 勅 御 許 事 こありし ハ勧修 L 寺 由 由岡佐家執 崎奏 城に た れ ハ な ほ ま さり 7 7 4 L き 憚 り に そ 有

 \sim

由東 緒北 書誓 願 に 寺 あっ り御 此 時 に 御 任 叙 \mathcal{O} 御 事 あ り L

> き、こ れら を 御 避 け な さ れ 7 新 田 کے 世 良 田 لح

にて察すへし、これみたりかハしき世の様に

間 に あ Ŋ L 徳 泂 ハ、 新 田 ょ ŋ 直 \mathcal{O} 御 別 れ に

 \mathcal{O}

ハならひ給ハす、御慎をもとくなされ、天道に

御

従

7

上

を

敬

S

道

を

先

きとし

給

 \mathcal{O}

け

れ

ハ

そ

 \angle

ノヽ字

らさる

御

名

氏

た

れ

ハ、

か

<

ハ

御

改

 \Diamond

な

さ

て、世良田の元といひ公武ともにさゝハらさ

カン 抑、 此 御 時 を 案す Ś に 皇 統 ハ 北 朝 \mathcal{O} 御 裔

れしにもありけむと察し奉れり

な り、 武 将 ハ 微 々 た れ کے ŧ 尚 足 利 氏 た り か

因日、徳河氏を号せし君ハ、吾妻鑑に徳河

< あ n は 世 良 田 と 御 名 \mathcal{O} ŋ あ ら む に ハ 応 永

郎 義 秀争 と あ り て、 此 御 名 同 書 中 処 々 に 載 せ

 \mathcal{O} 比 12 御 敵 た り L 御 氏 な り、 さ あ 5 ハ لح て 新

たり

田

لح

御

名

 \mathcal{O}

ŋ

あ

り

7

ハ、

建

武

以

来

争

S

 \mathcal{O}

家

名

抑、此君ハ人の心をよく得給ひしかハ、遂に天

ハなり、それ太草記ハさハかりの書なり、其畿	上都にハ文筆の人多く、辺土にハ野人多けれ	たし、京都にありしハ 粗 遺 れる例そかし、これ	答曰、凡の事績たる辺鄙にありしハ伝ハりか	人知らさりしハ如何にそや	又問、世良田氏ハさほとの名家たるを世の	くも感し奉るそかし	くもかゝる御遠慮を廻らし給ひけんとかしこ	謹慎綿密の御性質おハしましけれハこそ、早	下を一統し給ひけり、其もとハ御若き比より
国の事たるをもて書き記せし物ハまれなり	野にありて鎌倉とのとりあひなりしかハ、東	ハ見かたけれハなり、蓋、世良田氏の事跡ハ上	の物稀なれハ、世間流布の記載に此時世の物	ハ辺土の事跡を書きしにハ、これそといふ程	れとハ打かハりて応永・永享の比にあたりて	紳墨客に乏しからざりしかハなり、これハそ	り、是京地ハ公武ともに御坐所たりしを以、縉	し、遠国の事ハ相違多く事跡も漏らしかちな	内近国の事跡にハ大きなる誤りハ少かるへ

心と寸と、知るへし、寸ハ手の象なり、扨、此文字 れハなり	をわかちて別に造りしものなり、此形の答ハ 仮文字	しけれとも、いさゝかの異なる事ハ心と手と たるト	答曰、徳と得とハ同音同義にて、文形も頗る同さりた	れか善き	又問、徳河の文字を或ハ得川とも書けり、何えら	事跡の記なり	底倉記なといふあり、新田義宗か東国にての するに	記に粗載せたれハ見て知るへけれ、其地にもにハ徳	され / 世上の人知らさる か多し これ / 並合 に 指徳
ふり	字にもとこに徳を用ひて例あまたあ	下夕にハあらて下コたるへし、それハ他の	なから徳こそよけれ、其故ハ其徳の音訓	ともに仮り文字たれハ文形には意なし	らび用ゆへきや	問、さるにても、文字ハ何れを正義として	に大義ハ相同しと知るへし	偲に作り、失に対してハ得に作れり、究竟	倪と得失との反対の別あり 指に対せし

倭名抄陸奥国白河郡里名の中に常世よっを
世に聞えし氏に徳山と書きしあり、此

載 せ た り、 又 尾張 玉 [智多 郡 常滑トコ と今見に

地地

名たるへ

し、

但此とこは鳥籠

の義

な

5

む

呼 り 浄 書 追 加

山とも徳 山とも書

0)

Щ

を

床

0

. -の

きし

コ

0

音となれり、これ徳をト

コ

0

訓

に

とり

な

ク 0 音 \mathcal{O} L り \mathcal{O} クをト \mathcal{O} 横に転 してハ \vdash

1

上 とい か

如

L

セ もとなり、さあれ アンス ハ 転 せ L 迄に --字

近 江 国 犬 郡 \mathcal{O} 名所にとこの Щ Š

音 たれ とも二 音 \mathcal{O} 訓 に な て } コ ハ 用 1

け ń 扨、 其 訓 \mathcal{O} 奥義 ハ常シャウ にて正 訓 ハとこなり

古今集物 名部に

あ

V)

按 に対け の文字を多くハつね と訓 セ リ、 ・ 漢 \mathcal{O}

犬 上の とこの 山なるいさや . Щ いさとこ

た

へよ我名もらすな

世 12 恒 Щ を常山と更 し如くにて、其 意

近 け れ とも適 辺切に ハ あらず、つね ハ 恒 \mathcal{O} 文

学にあ	
にあたりて	<u>-</u>)
、心の不変をし	ヽゖ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゙ヾ゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙
\ \ \ \ \	\
易の恒ノ	
も書きしか	国なる男山に加

卦 又論語に人而 無」恒、 不可以為 |巫医||と孟子

に Ł 恒 \mathcal{O} 産 恒 \mathcal{O} 心とあ り、 か < あ れ ハ 恒 \mathcal{O}

け Ź, 扨、 其義ハとこしなへの意なり、 され ハ

訓

こそつねなれ、常ハトコ

か

正

訓

12

そ

あ

ŋ

常 盤 をとこ いハとよめり、こといとか な反 る切

とハいへり上古をもてときハ上古 0 言 語 に 常 磐 か堅 た盤 堅 きの 磐 い会 をと はハ

き

ハ

かきはとつゝけ

, \

V

しな のり \equiv $\stackrel{\cdot}{}$ 音 其 も横につまりてきとなかたハ横につまりてかと なりしかハ、かとなり、きい

かか とうたひて老えせぬ義をいはへり山城きハとハよへり、又万歳の文句の徳若もとこわ

如

さ れ ハ 其とこハ常の 義 にて 河 に 冠 5 せ L か

常河となるを徳にかえし か 徳 河と書き

来 れ りと知られ たり

又 恒 ĴΠ とい ふ氏あ り、 此 義 ハとこ 河とい Š

کے 全 < 同 きをつね川 とハ呼 Š 也、 其とこれ

11 S ^ きを 2 ね と 呼 S ハとこをつね と後

 \mathcal{O} 人ハ た か へてい S に ょ りつね ||と 呼 \sim

り、 それへ恒の文字をあてしも のなり、 され

つね川とい ふよりハとこ川と呼 Š か 正

義一時河とハ久しからさる意にてあれハ、こ

抑、河流たる転変して定らさるあり、旱魃にハ

れらハともに不好の名たり、尔るに此とこ河

乾き霖雨にハ溢れやすし、又から河といふあ

り、

是

ノヽ

旧時

に

ハ水ありて流れしかとも、

其水

いふハ水流か不増不減なるをいへり、かく

と

源埋まりなとして水流れ来らす、或ハ水流他

称

にそ

あ

りける、

尔る

に

御

氏

を

御

ゑら

 \mathcal{O}

あ

り

てそ氏に挙げて上もなけれハいとも/\佳

の所に移りなとして、平常にハ流れのなきをい

L に つき、あ ま た \mathcal{O} 御 氏 \mathcal{O} 中 に て 此 徳 河 を 御

へり、されとも大雨霖雨にハ河の形あれハ、水

用 7) あ り ハ、 只 新 田 世 良 田 \mathcal{O} 氏 を 御 避 け な

おち集りて一時の流れをなす事あれとも、雨

されしに起りし御事なるへけれとも、其とこ

やめハ水絶えぬるにより名つけて一時河な

とハ物の変らさる義、河とハ長き象なれハ類

とゝいふなり、さあれハから河とハかれ河の

ひ稀なる佳名なれ、抑、御先祖の君上野国をさ

たり、其水源の遠けれハ其流れ長きを爰に至	て太平の化に浴し、貴き賎きおしなへて其御
て、其河水をはる/\とひきて此村の中を通し	ひける、御栄えにさかえましまし、天か下無事に
の源にて北の山方より出る早河といふあり	し給ひ、貴福を後の御世迄とことハに伝へ給
河の村ハ利根の大河北辺につきてあり、又別	くにおハしけれハ、遂に万世不朽の大業を創
後にハ村の名となりしと知られたり、抑、此徳	君か御世に至り、年月につれて日の昇るか如
河あり、此河よりおこりし名なるへし、それか	れともわきて此徳河の御氏に御復しありし
答曰、とこかハといふ徳河の村中を流れつる	御徳行により積善の余慶にておハしけむ、な
問、とこかハ常といふ地名の起りハ如何	てより漸に御家を御興しありしハ、御世毎の
にハあらし	枯ハ地を換るならひなれ、参河に移りまし!~
恩沢を被り、上下其分を安んする事偏に偶然	け給ひしハ、一張一弛とや、まをすへきにて、栄

流をなし、此村にて矢作の大河に達せり、かく	又曰、此河の名を徳河村にて今ハはや河と呼
細河村といふハ、村積山といふより落る水細	になれハ、とにもかくにもよろしかりける
なるへし、かかる例ハ他にもあり、参河額田郡	にあたり、恩徳の人をめくミいつくしむ事
しかハ、上流の名にかへりてはや河とハよふ	ハ徳行の意なれハ、人にとりてハ賢哲君支
通名たりけむを、其とこ河か後に村名となり	この義と徳の字義とハ殊なれとも、其徳
たらすなりて、とこ河となつけて此あたりの	因曰、徳の文字の音を仮り用いし倭訓のと
の地にて水流おたやかなれハ、はや河の名あ	によからすや
名つけたるへし、尔るに此新田の庄内ハ平坦	流をなせり、さあれハとこ河と号せし地名あ
地形のけハしきに従ひて、水勢のときをもて	こそ其水不増不滅にてかくとことハなる河
ふなり、察するに、はや河とハ山より出来れハ	りて、名に負ふ利根の大河に会セしめたり、扨

とあり、案に前の十二月三日とあるハ永禄九	に還り在りしを
略徳河之儀勅許云々、正月三日徳河三河守殿上徳河之儀勅許云々、正月三日徳河三河守殿	寺一代の住職たりけり、尔るに退院の後岡崎
て誓願寺と宛名あり、又年始の書翰といふに	素生の伝に泰翁慶岳といひしあり、京都誓願
云々、十二月三日とせし下に花押のミをすゑ	りて勅許ありしといへり、其ゆゑよしハ岡崎
勅使之儀抑留云々、次に松平家之儀徳河之由	徳河に御復氏の御事ハ、勧修寺家の執奏によ
寺に伝へて今に在り、其略をあけハ先度如申	御官位執奏考
なされし趣なり、其時の書翰たりといふを当	へし、これらを類して推知るへし
其僧を以、伝奏へ御願御叙爵の御事を御願ひ	北斗川と呼へり、其形破軍星に似たる故なる
し給ひて岡崎の誓願寺の開山たりし、尔るに	村の名となりしと思ハれたり、扨其細流をハ
東照宮此地に一寺を御建立下され、誓願寺と号	てこそ細河とハ名つけゝむを、後にハ細河か

\equiv	
州	
額	
田	
郡	
岡	
- 临	
誓	
願	
寺	
由	
. 緒	
義消	į
深土	
草 宗	
派西	
京山	
円流	Ĺ

二而

御

座

候

事

末 福 寺

当寺開山泰翁慶岳上人ハ三州岡崎之出生也

権現様御官位等之儀二付、被遊奏聞度儀御座有

出家修学之後同所大林寺二致住職、其後洛陽

リ、泰翁義ハ久敷誓願寺ニ住職、年々被致参内

誓願寺江被致転住候、永禄年中、誓願寺を退、生

禁裏之儀被存、公家衆ニ懇意之方多有之ニ付

玉 故 州 尚 崎 江 帰 玉 仕、 当分 隠 居 所 茂 不 相 定

泰翁二被遊御内談、泰翁致上京伝奏衆江申達

候故、法類之方二罷在候內

候得者、松平家御先祖之御尋有之二付、三州

権 現 様 御 召 出 段 Þ 御帰: 依 不 浅、 尚 崎 御 城 良之

罷帰重而弟子慶源を差登セ、徳河御系図之

儀

方之山ニ本より諏訪明神之小社有之、此山ニ

伝奏衆江被申達侯、御勅許有之

一寺被遊建立泰翁江被下置、即諏訪山誓願寺

権現様被遊御満悦、泰翁之働御称美之由ニ御

	座候、
	其節従伝奏衆、
	泰翁江御差下之御状于」今
子表こよっかて	誓願寺迄正写の
	自然者望等之儀候者随分

誓願寺重宝罷成御座候、即御状之写

先度如申勅使之儀

于今抑留候処、切々被仰出候

異見肝要候、次松平家

可

有

如

何

哉、

馳

走候

様

御

之儀、徳川之由慶源申侯

普層を開きを
彼家之儀者昔家来候き

河となし可申也状如

作る合質にお定而其国ニも可為分別候件新展的雑に

又至度如中より

如此申通事奇特与存候

配りも正写と同しかっ、将又より下ハ字に対している。

\$P(字 可令馳走候、

猶

慶

源

可

写の字様に倣ハす

申也状如件

十二月三日

御判

誓願寺

将又先度者見事之馬

到来、尤祝着別而秘

候、自然又早馬候者

蔵

望二存候、様体慶源可申候

又息竹千世へ四瓶并

小 鷹 之 尾 袋 下 申 候

可 然 様 取 成 専 ○候点

猶 Þ 禁 裏 之 儀 急 度

鳥 居 竹 田 法 眼 ○ □ 原 旨 申 談

詣案正字被ト見ユ

才 覚 肝 要 候

勧 修 寺 殿 御 状 之 由 申 伝

之

調 差 下 之候、 尤 目 出 = 候

仍

申

勅

許

候

然

者

П

宣

并

女

房

奉

書

太 刀 腰 進 之 候 誠 表 祝

儀

事 = 候 万 Þ 歳 可 申 通 候 也

状 如 件

正 月三 日 御 判

徳 河三 河 守 殿

此本 紙 者御 公儀 = 御座候欤

権

現

様江被

遣候

御状之写

勅

許

之時、

従伝

奏

権 現 様 御 系図等勅許之後、泰翁江御 褒美 可被

寓岩遺書

25

下置 之

休

期

候

抑

徳

河

之

儀

令

執

奏

候

処

改

年

之

吉

兆

珍

重

Þ

々

更

不

可

有

	考ふへし 水野の 地帯の 地帯の 地帯の 地帯の 地帯の 地帯の 地帯の 地帯の かい			
後者寺領も無御座、善重院茂唯今者断絶仕	ハ、誓願寺之寺家善重院与申ニ罷在候、慶源已	上候、依之弟子慶源ニ五拾石被下置候、慶源儀	立被成候、難有奉存候、此上之儀者達而辞退申	御上意御座候処、泰翁隠居之身、殊二一寺御建
朱印も無御座候、其後大猷院様之御代御願	権現様之御朱印頂戴不仕、依之台徳院様之御	不相叶御訴訟仕内ニ年月相延	拾壱石余を被成下候様ニと申上候、其儀早速	住持願申旨ハ、諸寺之例之通 境内之外ニ而弐

寓云 口御朱印といふ 事あるへし、写脱か 慶長 候 年 中『被下 置候節、 依 = 伊 奈 備前 守殿先 申 之外拾石余之水帳茂于今御座候 Ļ 境内分拾壱石余之御朱印被成下候、 寺内

又本書よりしかあ 祖を御改め」、 之地二而拾石余都合弐拾壱石余被成下旨、 誓願· 寺領境内分ニ而拾壱石余、 尚 外 御紋付之香 是 ハ権現様より開山泰翁 盆 金梨地 長壱尺七分 へ被下置候

りしにや

崎

城主本多豊後守殿江御申渡侯、然処其時之

以上

26 寓岩遺書

に前の書中に昔家来ニ候きとある事不審 越たる	たりに真	に此御由緒書に御系図といひしハ御世系 願寺に	事ありしハ遺憾ならすや まりしい遺憾ならすや 聞え	寺なるを人知らす、殊に寺領につきてもあも、寺堂	京の隠居所の意なり、かゝるいミしき御由 又曰、此	六角にあり、誓願寺通とたに呼へり、岡崎な 事にて、	にて、元誓願寺町といふかその跡なり、今ハの事か	北にあり、又京都の誓願寺の旧地ハ上ミ京 足利氏	崎の誓願寺ハ伝馬町の北裏にて城地よりなり、鎌
事今にかハらす、享和の比に、此家の大納	如庵といふありて、勧修寺家世々その 旦(檀)	因縁あれハ也、其因縁といふハ彼寺の子	尓るへく思ハれたり、其故ハ此家京の誓	説にハ勧修寺家たりといへり、伝奏の家と	此書翰たる花押の上にて名氏ハなけれと	、信光君以来に其好ミありしにや	明ならす、恐らくハ松平を号し給ふ時の	の代にうつりて、松平の氏に御なりありて	鎌倉の時にあたりし徳河氏の御世事か又

り、さりなからさにあるまじきにもあらし、子細	しに、朝廷より其松平の出処世系を御尋につき
を御避けありしならめといひしは失考に似た	松平氏を御挙けなされて御官位を御願ひあり
もし此考の如くたらハ、前考に新田と世良田と	りたきと御願ひなされしにハあらし、御従来の
載せてありしならむ、尚考ふへし	ふに、此方より御発起ありて徳河氏に御復しあ
なり、応永に柳営にて編集せしといふ系譜にも	持と弟子と両度に及ひ上京せし事情をもて思
河氏たれか新田流にて清和の源姓たる事著明	誓願寺の御由緒書に拠りて考ふるに、当寺の住
出処世にハ知られすおハしましけめ、尔るを此徳	御復氏再説
ありし御事と見えたり、蓋松平氏にてハ其姓氏	押を考ふへし
たり、尔ありしかハ直に徳河と上より御書出し	たちていちしるきを親しく見しかハなり、尚花
新田流の徳河氏なりと御答ありしと察セられ	言逝去ありしを当寺の境内に葬り、石塔も新に

に 御 挙 け b 5 む に ハ、 新 田 ょ り 別 れ L 徳 河、 其 徳

河 ょ ŋ 出 L 世 良 田 とこそ 御 答 あ る ^ か り L 義

ならすや、尔らハ上より世良田氏に御書き出し

氏

を号

L

給

 \mathcal{O}

な

 λ

ŧ

は

か

り

知

る

 \sim

カュ

5

す、

尔

る

₽

あ

る

^

けれハ、それ

に

御従

V

なされ

て世

良

田

に 其 世 良 田 を ハ 此 時 顕 ハ L 給 ハ さり L を 以 察

すれハ、御避けなされし御心もありしにや、全く

ハ世良田の御家にてありけれハこそ、近き御祖

父なりし清康君ハ尔号し給ひけれ

右文政元年七月晦日差出しの終

上 自 筆 \mathcal{O} 草 本 改 竄 塗 抹 き ハ \emptyset て 多き ŧ

以

のをもて写す、他日浄写本を得て改正セん

ふのミ、乙未四月既望 (花押

事

を

願

徳川氏を御書なされし御証文有無の説

御復氏年月問答

左京大夫御兼任説

已上二寅九月上旬再検論

右寓岩自筆の端書なり、左の本文ハ他人

の浄写にて料帋美濃紙なり

	御認な
	されし
	と見えた
	り、
	さあれハ
	御本文
	に

徳

徳 Ш 氏 を 御 書 な さ れ L 御 証 文 参 河 玉 内 に 河 と ハ な き な り、 さ れ ハこそ 制 札

 \mathcal{O} 表 に ハ 家 康

永 禄 九 年 \mathcal{O} + = 月 御 氏 を 御 改 あ り 7 ハ、 翌

十

年

龍

溪

院

に

あ

る

天

正

 \mathcal{O}

御

証

文

に

ハ、

徳

河

家

康

لح

あ

有

り

B

無

L

B

 \mathcal{O}

説

 \mathcal{O} ? あ り て 明 5 カン な り、 又 細 河 郷 な る 大 沢 \mathcal{O}

لح

ょ り 徳 Ш 氏 لح 御 認 なさ れ L 御 案 文 か 参 河 玉 内

L 由 な れ とも 後 に 子 細 あ り 7 徳 河 家 康 \mathcal{O} 文

り

に 多 < あ る き御 事 な か ら、 見 あ た ŋ か た 其

を 截 め き て、 公 召 上 け 5 れ ك な り、 実 に

字

子 細 は 多 < ハ 家 康 と \mathcal{O} 3 御 書 き な さ れ 7 御 氏

其

本

書

に

切

采

ŋ

L

跡

見

え

た

り、

L

カン

あ

れ

ハ

徳

河

と 官 名 لح ハ 御 省 き あ り L か ハ な り、 さ れ と ŧ 同

کے

な

さ

れ

L

か、

な

カン

ŋ

L

に

ハ

あ

5

Ź

れ

لح

ŧ

見

か

たきこと、 かくま れ な Ď, 尔 るを普 通 \mathcal{O} 書 12

き 十 二 年 に 大 樹 寺 ^ 出 L 給 \mathcal{O} L 御 制 札 \mathcal{O} 御 本

文

に

ハ

家

康

との

ミなされ、

表

包

に

徳

河

参

河

守

لح

ハ 此 御 世 ハ 7) S 迄 £ なく 御 先 祖 \mathcal{O} 御 時 ょ ŋ 御

御事ハ、勧修寺家の執奏たりしといひ、時ハ永禄	以来徳河と号し給ひしより、古時へも推及ほし
或人問曰、今挙げしにハ、徳河の御氏を用ひ給ふ	よすがとし給ひし事ハなかるへきを、永禄九年
御復氏年月問答	田と御別れありてよりハ、徳河の文字を御名の
	ひし名迄を設けしとはかられたり、抑、此家世良
ならすや	ミならす、親氏君を徳河弥、其御子を徳太郎とい
妄説と定めなハ、無稽の失ちに遠さかるへき事	勲功記なとゝいふ題号の妄書もありけり、尔の
書きしに、徳の文字をもて御名を設けしハ悉皆	ふ無稽の説を造りしかハ、徳河歴代記、又ハ徳河
ありと聞こえたり、尔あれハ参河以前の御故事を	家を徳河と称し、御一門をハ松平と号セしとい
を知らて徳を以通名の故事とセし家も、近世ハ	推の造説をなしけれハ、それよりおこりて御本
て徳河をもて説をなセしと察セられたり、其妄	世毎に御通しなされ、徳河と号し給ひとして闇

る時に漫りに此名をあてしにもあらむ、いつれ	答曰、此書翰たる岡崎誓願寺に其写といふあり
しけんを、其本より採りしにや、又編年を集成す	ミの異なり、是ハ如何
此名を闇推に義昭と擬して書きし人ありなと	に挙けしと全く同文なり、只義昭を名のあるの
にハ推て義昭とセしなれハうけへからす、これハ	セられしとして書翰をも載セたり、扨其案も前
他の手へわたりてハ名の知れさるへきを、編年	義昭卿よりこれを遠州浜松へ贈り、御内書を投
て、実さることそかし、されとも写し書のミにて	二月廿九日勅許ありて、翌十二年の正月三日に
寺ハ檀縁もあれハ、語り伝へも遺りし事と聞へ	り近衛前久公に拠りて叡聞に達セしを以、去十
なから寺伝に勧修寺家たりといへり、此家に当	年の御事として、執奏は義昭将軍とセり、それよ
其名ハ一わたりにハ知られさることなり、さり	徳編年集成とハ事毎に違へり、それハ永禄十一
挙けし由緒書の内に見えたり花押のミあれハ此本紙ハ公儀に有之やと前に	の九年にて、岡崎御在城の時とセしなれとも武

又問、しかあらハ此編年に御復氏を十一年より	むに、其凶徒をハ洛中を暫し駈逐せしめし如く
らて、九年にてありし事前考にて明らかなり	をして、いまた程なけれハ事多くしておハしけ
すへし、又御復氏ハ此十一年、十二年の際にハあ	とても長閑からし、扨、此時ハ将軍の宣下公方成
を載せたるをや、其荒庚無稽たる事を思ひて察	たれとも、怨敵を駈り払ひて程もなけれハ、其心
むや、他書を引証する迄もなし、此書にも此騒動	田家の荷担にて、此頃ハ新公方と仰かれし有様
月三日頃に他の人の事をいろふにいとまあら	近年落魄中に還俗して、去十一年の九月より織
にかかれる一大事の時にあたれり、されハ此正	なれ、尔るに此義昭ハ南都の一條の主たりしか、
して、義昭の御所へ襲来りし事なれハ、存亡安危	に通達の人こそなすへく、且家柄にも拠るへき事
方より近々と寄セ来る聞えあり、此早春ハ京入	にはあらし、其子細ハかゝる執奏等の事ハ朝議
なれとも余党ハなほ多くて、節季に及ひてハ両	此二つの内にあるへき、扨其人ハきハめて義昭

る

答 此 意を察するに二つ の 子 細ありなん、 <u>ー</u>つ

き、 是に ても若干 月 前 に 御 復 氏 あ り L 事 を 知 る

に ハ 去 秋 ょ ŋ 新 公方 出 来 りて 此 Œ 月 の 頃 ノヽ 在

京

たり

L

か

ハ

也、二つ

に

ハ

武

田

信

玄

ょ

ŋ

此

正

月

贈

り

書

翰

に

徳

川殿とあるを載

せた

り、

か

<

あ

けれ、但 去十一 年 の二月十六 日 に ŧ 信 玄 ょ Ŋ

八 日 に 贈 ŋ 1 徳 河 殿 کے あ る 書 翰 を 載 セ た れ ハ

れ

ハ、 編年 \mathcal{O} 意にハ 十年、 十 一 年 \mathcal{O} 頃 に も此 御 事

そ れ に 0 き 7 余 義 なく 此 年と セ L な 5 む、 扨 其

あ り とい V たく あ y. H け む、 な れ と ŧ 其 頃 ハ 義

信 玄 \mathcal{O} 書 翰 ハ 却 7 此 年 に あ らさ り L 証 と な れ

輝

将

軍

ノヽ

に

弑

せ

5

れ、

義

昭

将

軍

ハ

浪

客

 \mathcal{O}

時

に

7 公 方 パなき 只 中 な れ ハ、 L か () S 事 ハ か な ハ す

り、 其 訳 ノヽ 書 翰 に正 月三日とあ れ ハ、 当日 に京発

L て、 此十二年にハ送りてこそ書きけれ

12 ハ 御 座 所 迄 著 や否な る し、い か て カュ 遠 国 た

L

7

ŧ

岡

崎

ま

7

ハ

五.

+

里

あ

れ

ハ

其

月

 \mathcal{O}

八

日

許計

再問、 今 (示力) されし如くにあるへけれとも、 編 年に

前後になしたくありけむ、なれとも其頃ハ足利	元康と御改名の時にも御氏をハ挙けさりしを
しあることくに造りし事なり、察するに十年の	御年譜及ひ武徳大成記にハ、御元服の條文
もいハす、十二年の正月に至りおほやけに御号	おもひて、無稽に書きしなり、抑、此書の基とセし
りし事日ありなとゝしるして、さたかにいつと	三郎とかきしハ、元より徳川と御号しありしと
御改めありしといふ時をしらされハ、御復氏あ	答曰、此編者、弘治二年の御元服の條に徳川次郎
りしを慥にハ知りたりけめ、かくていつ徳川に	し、如何
年の正月と信玄よりの書翰にて、徳川と御復氏あ	聞ありしにより、勅許ハ此時とせしものなるへ
そ真と妄と錯雑しけれ、扨十一年の二月と十二	えたれハ、此以前私に御復氏ありしを此年に奏
の御証文に松原とあるを挙けしハ真なり、扨こ	二の年に朝廷柳営に御達しありし趣の意に聞
此書に徳川と挙けしハ妄なり、尔るを其後の年	ハ徳川と復し給ふ事日ありとして、扨此十一、十

下今案に、辟事ならむ、それハ前に挙けし伝奏十之	にハあらす、又城名を引留といひていまた浜松
任と記せし物ハ歴名 土代なり、青類従巻第一任と記せし物ハ歴名 土八なり、 印本保己一	たりけれハ、当城ハ御手に入りし迄にて、御居城
年正月十一日にてあるへし、それを同	御打入にて、此十二年の春にハ甚敷御軍務の節
ともうけかたし、左京を御兼ありしは、	す、東照宮ハ去永禄十一年の十二月より遠州
夫を御兼ねありしことくに書きし物あり、尔	又京よりの書翰浜松に贈りしといへともあたら
三河守に任ぢられし御時に二月廿九日左	生したる事かくの如し
左京大夫御兼任説	るへき事なりしを、さもなけれハ前後に相違を
	さあれハ御元服の条に徳川とセし妄を刪り去
居城となりしハ、翌元亀元年の秋よりなり	へき様なけれハ、此十二月にハせしものならん、
とハ呼ハす、浜松城とあらためて御移	公方中断えたれハ、将軍の執奏として名を寓す

れ御規模の重事たれハくた/\しけれとも、かく	けるものなれハ、おほろけとも思ハるれ、此歴名
御事あるへけれハ、ひか事なるハ明らかなり、こ	凢の記録に載セしハ見聞伝説に従ひて書もし
たに定まりかねたり、いかてかかゝる御余情の	御兼任の事ハおほつかなし、是三つ、かゝる事を
切れありて程もなくありけれハ、いまた西参河	おもハれたれは強てハいひかたし又御初官にすして官名を授けられしもありと
を同五年と誤れり、抑此五年の頃ハ今川と御手	へきにあらす、是二つにハ位の相当にかゝハら
りなるへし、剰、三河守ハ永禄九年の御任官たる	御兼任ありとても書翰の面に左京の名を闕く
事ハ原本になかりしを、後人の書き継し時の誤	位下、左京大夫ハ従四位下にて高けれハ、此時に
けり、扨此の書の奥書に永禄弐年とあれハ、其後の	是一つ、又位階の相当を按するに、三河守ハ従五
しと察せられしに、普通のものよりはあしかり	を御兼ありしならハ其由もあるへき事そかし
土 代ハ公卿補任の属たれハ、公事を正しく挙け(+)ヵ)	よりの書翰に三河守とのミあり、もし左京大夫

ノヽ 沙 汰 セ IJ 写 此 或 永 ハ 禄 筆 五 工年 00 失五 ちハ と九 はの か誤 りり たに れて ハ伝

や過 知し ら年 す、民 屋 然代 る 弘 を 左 賢に 京 告 御 ・ 兼 任 \mathcal{O} 誤今 りハ あ板 れを ハ彫 、改 此め 五し

かも る原 へ本 きよ とり 思の 八誤 りに れ し Þ 本 あ とて り け ŧ む た لح \mathcal{O} 疑 ミハ かし、 き正 もし

りの けるにそあ 今 稽 す る に 三 河 守 ハ 九 年 \mathcal{O} 御 事 7

左 京 大 夫 ハ + ___ 年 \mathcal{O} 正 月 + 日 た り し 武御 徳 年 大 譜

の成 ミ記 な編 れ年 ハ集 、成 同等 しに か 見 るえ へた き り 事、 な此 れ書 と共 もハ 其 本 他末 \mathcal{O} 書差

ハも 疑相 ひ同 なけ しれ

京 先 大年 夫 在 三京 州の 徳日 川、 と元 あ亀 り元 し年 をの 見 除 し目 かの ハ抄 、物 写の 得中 しに 置左

御け 兼り 任実 たに 此 ŋ 年 け頃 むは

り又 此四 年 戦 ハ記 元 聞 亀に 元姉 年 たがた。 がり、 さ戦 れに , 左 去京 て大 + 夫 _ と 年 挙 よけ りた

> ハ左 セ京 し大 た夫 るに へて しお

天保六年乙未二月廿二日江戸深川敷蒙舎主人諧写

あ る 書 に 神 祖 姓 源 氏 云 Þ 称 徳 Ш 郎 \equiv 郎 作徳 得旧 ハ

今後 字改 と あ り、 得 を 徳 に 改 \Diamond 給 7 L ハ 1 0 れ \mathcal{O} 年

月 に あ り L に や、 岡 崎 誓 願 寺 に 蔵 る 簪 纓 家 \mathcal{O} 消

息 及 S 参 議 嗣 頼 \mathcal{O} 書 な 5 S に 徳 Ш と あ れ 東

照 宮 1 ま た 御 相 続 な き 前 ょ ŋ す て に L か り L

欤 東 鑑 に ŧ は B < 徳 \prod とな セ L Þ Š に 覚 ゆ 如

何 又 徳 Ш 家 御 相 続 ハ 叙 任 \mathcal{O} 御 時 12 あ れ ハ、 直 に

徳 Ш 三 河 守 لح 称 L 給 \mathcal{O} L لح 見 ゆ、二 郎 太 郎 と 申

奉 り L ハ、 1 ま た 松 平 \mathcal{O} 御 称 号 \mathcal{O} 3 用 7 給 \mathcal{O} L

頃 な れ ハ、ここに 称 徳 Ш 郎 \equiv 郎 と あ る ハ 誤 12

> あ 5 す $\dot{\phi}$

右 小 宮 Щ 先 生 ^ 御 序 御 質 正 奉 仰 望 候

史 疑 に 誓 願 寺 僧 \mathcal{O} 紹 介 に 7 近 衛 殿 に 0 き 7 望

3 請 給 S 御 旨 あ り て、 叙 任 \mathcal{O} 御 事 لح \angle \mathcal{O} 7 L ょ

ハ 井 上 寓 岩 か L る せ L 物 あ ŋ لح 1 S L ハ 誤

な ŋ, 寓 岩 ハ 藩 翰 譜 • 武 徳 編 年 集 成 等 \mathcal{O} 近 衛 殿 \mathcal{O}

執 奏 に 7 叙 任 \mathcal{O} 御 事 あ り L کے 1 S 説 を とら す、

向 勧 修 寺 家 \mathcal{O} 執 奏 な ŋ L لح 1 S 寺 説 12 従 7

か ハ、こゝも か 作 す \sim きを、 ふとか くあ やま

れ 改

ŋ

む

右

同

断

天保八年三月念八 小宮山昌秀閲

明治十四年九月以徳川昭武蔵本謄写

校 合 即